

# 平成 2 9 年第 9 回農業委員会議事録

平成 2 9 年 9 月 2 5 日

## 平成29年第9回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年9月25日  
開催年月日 平成29年9月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 14時13分 事務局長 南 勉  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

### ○出席委員

#### 農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		
6	高橋 満		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

○遅刻委員 なし

○欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 南 勉 主査 村田 和也  
主事 峰岸 綾子

### 会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請5件について
- (3) その他
  - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

- 事務局長 こんにちは。本日は、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。  
それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

---

◎会長挨拶

- 事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。  
○会長 皆さん、こんにちは。暑さ、寒さも彼岸までのとおり、大分きょうは彼岸ですけれども、暑く夏のような陽気で、本当にことしは異常気象ということで、農作物等いろいろ難しい。早くできたり、また不作になったりということで難しい年でした。

この8月に、大事業であります調査の件、本当に暑い中大変御苦労さまでした。今まではいつも10月から11月にかけてやっていたんですけども、蚊には食われるし、非常に暑い日で一番申しわけなかったんですけども、本当にご苦労さまでした。

ただいまから会議を始めます。

- 事務局長 ありがとうございます。  
早速会議に入らせていただきます。
- 

◎議長選出

- 事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いします。よろしくお願ひします。
- 

◎開議の宣告

- 議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席人数は13名で、定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

---

◎議事録署名人の指名

- 議長 議事録署名人の指名を行います。

5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ございませんので、よって、議事録署名人に5番、野原新平委員、6番、高橋満委員を指名いたします。

---

◎農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 それでは、議事に入ります。

議案第1号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法4条1番、高橋光雄氏より許可申請があった農業用施設の転用について審議します。事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明をさせていただきます。

次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第1号 農地法第4条番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、—————、—————氏。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷—————  
—————、地目は—————  
—————が畑、—————、こちらが田でございます。面積は、—————が241、—————が373、  
—————が353、—————が234、—————が585、—————が495、—————が18、—————が64、合計  
2,363平方メートルの8筆になります。転用の目的は農業用施設で、追認となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、—————区内、特別養護老人ホームながとろ苑の南にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、昭和44年にキノコ生産業を始めるにつき、自宅近くの申請地に培養室、倉庫、作業所等を建て使用しておりますが、手続未了のため改めて申請しますということでございます。

次に、計画の内容でございますが、土地造成2,363平方メートルです。次のページから配置図と現況写真がございます。あわせて確認をお願いいたします。

次に、資金計画でございますが、本件は追認のため、新たな費用は発生いたしません。現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、

長瀬町農業振興整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内である農用地区域と、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

議案の上部に記載してあるんですが、農地法第4条、5条の許可要件に農業振興地域内の農用地区域の農地でないこととございますが、括弧書きで記載をさせていただいておりますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合は例外的に許可できるということになっておりまして、今回の案件につきましては—————がこの農用地区域に該当いたします。記載事項の括弧に例外的に許可ができる場合が記載されておりまして、本件は農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものでございます。現在お返ししています申請書に農用地利用計画の変更通知も添付されておりますので、こちらもお合わせてご確認をいただきたいと思っております。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷56号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区推進委員、染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志推進委員 ただいま村田さんのほうから——宅でこういう工場をつくりたいということで、私と、それから飯嶋さんと3名の方で過日その場所へ行ったわけです。この写真にもあるとおり、そこの——さんのお宅はどちらかというと広くて、もしここに工場を建てたとしても自分家の地続きであって、工場の地続きであって、他人様の施設とか、そういったものには全く支障がないというふうに私は感じました。こんなところでよろしいですか。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

染野亘志委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

12番、飯嶋辰吉委員の説明をお願いします。

○12番飯嶋辰吉委員 お世話になります。12番の飯嶋と申します。

昨日、9月15日に——さんの新設工場のところを見せていただきました。見たところ、やるには異常なしで結構ではないかと思っておりますので、ご審議願います。

○議長 飯嶋辰吉委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手いただいたものと思います。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

---

◎農地法第5条の規定による許可申請5件について

○議長 続きまして、第2号議案 農地法5条の規定による許可申請5件について議題とします。

農地法第5条1、———氏の農地を———氏が進入路へ転用するため許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 すいません。それでは、次第のほう、資料をまた進めていただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号1について説明させていただきます。

番号1、譲受人住所・氏名、———、———氏、譲渡人住所・氏名、———、———氏。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字中野上字———、地目は畑、面積は57平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、進入路でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、レストランカンの東にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、畑の進入路がなく、車の乗り入れができなく不便なので、入り口として使用したいということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページに配置図を載せておりますので、こちらもごらんいただきたいと思います。土地造成は57平方メートルでございます。194番の畑への進入路として利用する計画でございます。

次に、資金計画でございますが、———



(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続きまして、農地法5条番号2、———氏の農地を———氏が自己住宅への転用するため許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、また資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号2について説明をさせていただきます。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———氏、譲渡人住所・氏名、———、———氏。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字本野上字———、———、地目はどちらとも畑になります。面積は、365、28、合計393平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、自己用住宅でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、———区内、フジマートの西にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、自己用住宅建築のための土地を探していたところ、実家にも近く生活環境のよい当該地を協力していただけることになり選定しましたということでございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページの配置図、平面図をあわせてごらんいただきたいと思います。土地造成は393平方メートル、建築物は専用住宅1棟、2階建て、建築面積は80.95平方メートル、排水処理方法は公共下水道となっております。

次に、資金計画でございますが、———

———ということでございます。現在お返ししております申請書に、———が添付されておりますので、確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線23号線に接している

農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当地区推進委員でございます中井孝志委員に説明をお願いします。

○中井孝志推進委員 中井です。

15日に、事務局の村田さんと、それから農業委員の小菅さんと見に行つてまいりました。

少し道路から入っているんですけども、4メートルの通路ができておりまして、周りは畑、広いところは特に問題ないと思います。よろしく願いいたします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

7番、小菅辰彦委員の説明をお願いします。

○7番小菅辰彦委員 小菅です。

この土地は、前が住宅で、あと後ろも住宅になっていて、奥が畑になっておりますので、特に問題はないと思いますので、審議をよろしく願いいたします。

○議長 小菅辰彦委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員の挙手でございますので、よって、本件は許可相当に付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続きまして、農地法5条番号3、———氏の農地を———氏が駐車場へ転用するため許可申請について審議します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、また資料を1枚めくっていただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号3について説明をさせていただきます。

番号3、譲受人住所・氏名、———、———氏、譲渡人住所・氏名、

\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_氏。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字長瀬字\_\_\_\_\_、地目は畑、面積は524平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、駐車場です。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、\_\_\_\_\_区内、グリーンホテル西にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、妻の実家の畑の除草、除雪、片づけ等を始めて10年余りたち、それらの作業に伴う機械も年々ふえ、現状は会社、自宅等に置いておりますが、自宅も手狭になってきたため、実家の休耕地を利用して駐車場に転用したいと思います。なお、譲渡人は会社員のため、これ以上の耕作は無理と申しておりますということでございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページの配置図もあわせてごらんいただきたいと思っております。土地造成は524平方メートルでございます。

次に、資金計画ですが、譲受人が自身で敷地をならず計画のため、費用は発生しないということでございます。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、長瀬駅から300メートル以内の位置にある農地のため、第3種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道主要幹線1号線に接道しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区推進委員でいます中井孝志氏の説明をお願いします。

○中井孝志推進委員 中井です。

15日に、事務局の村田さんと農業委員の村田茂さんと見に行ってまいりました。中庭の建物が建っておるんですけども、入り口はうちのほうで桜道、南桜通りというのかな、それに面した土地で、ほかには問題ないと思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

8番、村田茂委員の説明をお願いします。

○8番村田 茂委員 ただいま中井推進委員さんからいろいろ説明がありましておりましたが、既に田んぼを建物に、宅地の建物に取り囲まれておりますので、問題がないと思われま

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 村田茂委員からの説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当に付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続きまして、農地法5条番号4、———氏の所有地を———氏が自己住宅へ転用するための許可申請の審議を行います。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 すいません。それでは、また資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号4について説明させていただきます。

番号4、譲受人住所・氏名、———、———氏、譲渡人住所・氏名、———、———氏。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷字———、地目は畑、面積は471平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、自己用住宅でございます。権利の内容は、使用貸借権の設定となります。

下に案内図、公図がございますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、特別養護老人ホームながとろ苑の北西にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、現在、寄居町のアパートに夫婦2人子ども1人の家族3人で生活していますが、大変狭く、将来は子どももふえて子どもたちも大きくなり、子ども部屋も必要になります。また、長男でもあり、将来は両親の面倒も近くで見なければなりません。両親の現在の建物は古く、また間取りも昔づくりで使いづらく、大変不便です。また、日当たりも悪く、建物の東側は石積みが約3メートルもあり、そり出してきているため危険な状態となっています。そこで、日当たりもよく、両親となれ親しんだ長瀬町で生活できることから、当該当地に両親と一緒に住む二世帯住宅を計画しました。以上の理由により

住宅用地を必要としているため、許可をいただけますようお願い申し上げますという  
こと  
でございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページに配置図、平面図がありますので、あわせ  
て  
ごらんいただきたいと思っております。土地造成は471平方メートル、建築物は専用住宅1棟、  
2階建て、建築面積は197.08平方メートル、排水処理方法は合併処理浄化槽となっております。

次に、資金計画ですが、

ということでございます。現在お返ししております申請書に、  
  
が添付されておりますので、確認をお願いいた  
た  
します。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域で  
も  
市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、  
中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であ  
る  
ことから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線31号線に接道してい  
る  
農地でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当地区推進委員でございます染野亘志員の説明をお願いします。

○染野亘志推進委員 染野です。

過日、村田さんと飯嶋さんで現地を見に行き、皆さん、小坂の地域というのはどうい  
う  
地域かということはわかっていると思うんですけども、特にこの新しくつくられる家は、  
小坂でも一等地ですね。もう別世界へ行ったような景色のよいところで、皆さん本当こうい  
う  
ところへ住んでみたいというふうに思いますので、行ったことのない人は、この地図に  
書  
いてありますので、ぜひ見に来てもらいたいと思います。まして、長瀬町全体そうすけ  
れ  
ども、人が減っているところ、よその町から小坂へ来て住むと。まして、若夫婦と子ども  
さ  
んが1人で、学校の生徒も減っている中でまたふえるということは非常に大歓迎していま  
す  
ので、皆さんもまた外で住んでいる知っている方がいたら、ぜひ小坂のほうに住むように、  
ぜ  
ひご協力をお願いします。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員、説明をお願いします。

12番、飯嶋辰吉委員の説明をお願いします。

○12番飯嶋辰吉委員 9月15日に、午前11時20分、染野推進委員と事務局の村田さんと私で——さんの予定地を見させていただきました。環境はいいし、さっき染野委員さんが言ったようにうんといいところなんですよ。環境のいいね。ぜひ住んでみたい人はお願いいたします。

以上でございます。

○議長 飯嶋辰吉委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続きまして、農地法5条番号5、——氏の農地を——  
——氏が駐車場に転用するため許可申請について審議します。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条番号5について説明をいたします。

番号5、譲受人住所・氏名、——、——  
——氏、譲渡人住所・氏名、——、——氏。次に、申請土地の表示でございます。所在地、大字中野上字——、——、地目はどちらも畑でございます。面積は、82、836、合計918平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、駐車場でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、

コスマック唐沢工場の西にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、当地は当社唐沢工場と隣接しており、従業員及び材料搬入車両の一時駐車場として利便性が高い箇所であるため選定しましたということでございます。

次に、計画の内容でございますが、次のページに配置図もございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。土地造成918平方メートルでございます。

次に、資金計画ですが、  
—————  
—————ということでございます。現在お回ししております申請書に、  
—————  
—————が添付されておりますので、確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、県道長瀬前橋線に接道しております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当地域推進委員でいます高田幸好委員に説明をお願いします。

○高田幸好推進委員 高田です。

本件につきましても、13日に坂上委員と、それから村田さんで現地を確認させていただきました。ご存じのとおり、コスマックの建物の奥が現在駐車場で使っていて、その隣、現在この申請地は柿の木が植わっています。そこは隣接する必要がありますので、特に問題ないというふうに考えます。よろしくをお願いいたします。

○議長 高田幸好委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。

9番、坂上良資委員の説明をお願いします。

○9番坂上良資委員 9番、坂上です。

この土地は、南側に山のはずれにある土地で、冬場はほとんど日が当たらないような日陰で、柿が植わっているんですけども、多分柿も余りとれないようなところだと思います。それで、北側は諏訪沢という堀が流れているところで、これほかには別に問題は生じないと

思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 坂上良資委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

---

#### ◎その他

○議長 次に、その他でございますが、10月の委員会の日程ですが、10月の委員会は25日水曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 では、10月25日水曜日午後1時30分に行います。

事務局、何かございますか。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で本日予定した審議は終了いたします。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

#### ◎閉 会

○事務局長 これをもちまして、農業委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後2時13分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年9月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 原 新 平

署名委員 高 橋 満